

## 藤岡北部工業団地(第2期)の分譲

平成31年6月より藤岡北部工業団地の分譲を開始(申込受付開始)します。

### 申込受付期間

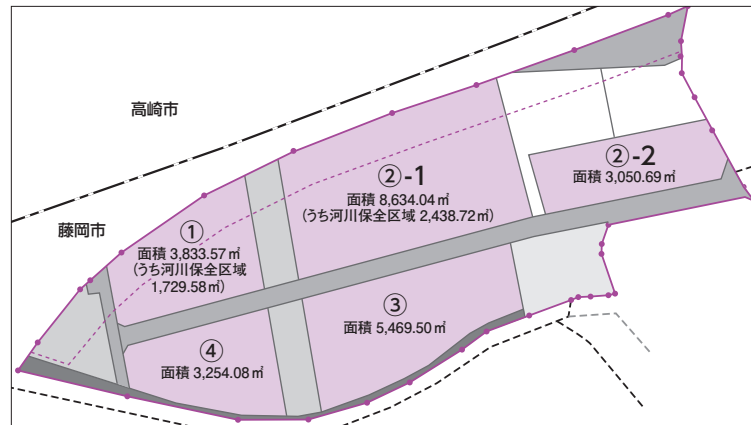
第1回(市内企業のみ) 6月3日(月)~14日(金)

第2回(市内市外問わず) 8月1日(木)~15日(木)

問い合わせ ▷申し込み・分譲に関すること=市土地開発公社(☎④02392)

▷優遇制度に関すること=商工観光課(☎④02319)

### ↓区画割図



↑位置図

### 団地概要

所在地	藤岡市森新田地内
事業主体	藤岡市土地開発公社
団地面積	39,553.94㎡
分譲面積	24,241.88㎡
用途地域	工業専用地域
対象業種	製造業、情報通信業、運輸業など
分譲価格	13,200円/㎡~20,000円/㎡

## 藤岡市環境審議会 答申書の提出



2月14日、藤岡市環境審議会から第3次藤岡市環境基本計画案に関する答申書が提出されました。4回の審議会で、委員がさまざまな視点から計画の内容の確認や追加、修正について審議し、答申書がまとめられました。市は、今回提出された答申を踏まえ、第3次藤岡市環境基本計画の策定を進めます。

問い合わせ 環境課(☎④02264)

## おわびと訂正

広報ふじおか1月15日号7ページの記事「宝くじの助成金で実施」内に誤りがありました。

(誤) (一財) 自治総合センター

(正) (公財) 群馬県市町村振興協会

おわびして訂正いたします。

## 花と緑のぐんまづくり 2020in 藤岡 ~イベント~

2020年に藤岡市で開催する「花と緑のぐんまづくり」のイベントを実施します。イベント会場や街中を花で飾り付けるとともに、イベント会場では魅力あふれる催しも開催します。

期間 4月27日(土)~5月19日(日)

会場 ふじの咲く丘、群馬藤岡駅~古桜町広場、ららん藤岡、鬼石総合支所、土と火の里公園など

問い合わせ 都市施設課(☎④02332)



ぐんまちゃん

### オープニングセレモニー

日時 4月27日(土)

午後1時30分~

会場 ふじの咲く丘

内容 花の苗無料配布、中学生による吹奏楽など

### イベント

期日 4月28日(日)~30日(休)

会場 古桜町広場

内容 フリーマーケット、オープンガーデンなど

期日 5月11日(土)・12日(日)・18日(土)・19日(日)

会場 ふじの咲く丘

内容 ポチッとくん体操、お笑いライブ、花の教室など

期日 5月12日(日)

会場 総合学習センター

内容 緑化講座

福祉医療制度は、子ども、障がいがある人、ひとり親家族などへ医療費に加えて、入院時食事療養費の自己負担部分を助成する制度です。

平成31年4月から、障がいを理由として福祉医療に認定されている人は入院時に医療機関窓口で「標準負担額減額認定証」を提示した人のみが食事療養費標準負担額の助成が受けられるようになります。提示を忘れてしまい、自己負担した食事療養費は、後日申

請による返還などもできませんのでご注意ください。

標準負担額減額認定証は入院時に払う食事療養費の自己負担額が減額されるもので、主に住民税非課税世帯の人が対象となります。一定の所得がある人や標準負担額減額認定証を持っていない人は、平成31年4月以降は自己負担額が発生します。標準負担額減額認定証の発行は、加入されている各医療保険により発行先が異なります。

申請先 国民健康保険に加入している人  
国民健康保険証、印鑑(スタンプ印不可)を持参の上、保険年金課へ  
社会保険などに加入している人  
会社または保険証に記載されている保険者へ

問い合わせ ▷制度に関することⅡ保険年金課(☎④02259)▽税額に関することⅡ税務課(☎④02803)▽納税の相談Ⅱ納税相談課(☎④2831)

平成31年4月から国民年金保険料の産前産後期間の保険料免除申請制度が始まります

国民年金の第1号被保険者が出産した際、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が平成31年4月より始まります。

免除期間 ▽出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月▽多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月前

※妊娠85日(4カ月)以上の死産、流産、早産された人を含む

届け出 出産予定日の6カ月前から届け出可能ですので、速やかに届け出ください

※届け出ができるのは平成31年4月からとなります

対象 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の人

持ってくる物 印鑑(認め印可)・母子健康手帳(別世帯の子の場合は、出産証明書など出産日および親子関係を明らかにすることができる書類を添付)

問い合わせ 保険年金課(☎④02259)・高崎年金事務所(☎027-322-4299)

## 市税の口座振替納税をおすすめしています

市税は、私たちが安心して健康的な暮らしを送るために必要な社会保障、ごみ処理、教育、道路整備など、さまざまな施策を進める上で非常に大切な財源です。

市税の口座振替納税は、一度の手続きで期限内に自動で確実に納付ができ、口座の残高不足に注意していれば納付忘れによる督促をされることもなく延滞金を支払うこともなくなります。納期が来るたびに、市役所の窓口や金融機関・コンビニへ現金を持参する手間も解消されます。

3月は「口座振替納税推進月間」。新年度のスタートに向けて、この機会に口座振替納税を始めませんか。

### 3月中に申し込みを

新年度最初の納税から口座振替にする場合、3月中の申し込みが確実です。4月以降に申し込みと口座振替が間に合わない場合があるので注意してください。(口座振替の開始時期は、申し込み後に市役所から届く通知で確認してください)

申し込みのタイミングによっては口座振替が開始されながらも納付書が届いてしまうことがあります。不要な納付書は破棄してください。仮に口座振替と納付書

で二重に納付してしまったとしても後日還付されますのでご安心ください。

### 利用できる税・保険料など

固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・市県民税(普通徴収)・介護保険料・後期高齢者医療保険料・市営住宅使用料・市営住宅駐車場使用料・奨学資金貸付金

### 口座振替ができる金融機関

しのめ信用金庫、群馬銀行、東和銀行、多野藤岡農協、中央労働金庫、ゆうちょ銀行(郵便局)、ぐんまみらい信用組合(口座を開設した店舗のみ)

※申し込みは口座届出印を持って金融機関の窓口で行ってください。申込用紙は各金融機関と市役所にあります

### 納税はお済みですか?

税金を滞納してしまうと延滞金が加算され、納付が遅れるほど負担が大きくなります。また滞納を放置すると、最終的には差し押さえなどが行われます。うっかり忘れていた人は早めに納付を、なんらかの事情で納付が困難な人は早めの相談をお願いします。

問い合わせ 納税相談課(☎④02830)

